

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる（区分記載請求書等保存方式）。

**請求書等**

- 売手が発行する請求書の記載事項に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額（税込）を加える（免税事業者も、区分記載請求書を交付可）。  
なお、現行どおり、売り手には区分記載請求書の交付義務・保存義務を課さない。
- 買い手は、区分記載請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れも、仕入税額控除可）。  
なお、上記①及び②については、買い手が事実に基づき追記できるものとする。
- 偽りの請求書の交付に対する罰則は設けない。

**納付税額の計算方法**

- 現行どおり、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」を維持する。

**「区分記載請求書」**

○ **売上税額の計算方法**

(10%対象) 11,000円 × 10/110 = 1,000円  
 (8%対象) 10,800円 × 8/108 = 800円  
 ⇒ **売上税額** : 1,000円 + 800円 = 1,800円

**売手**



交付義務なし  
 保存義務なし  
 罰則なし

請求書

〇〇御中  
 △年11月分 21,800円（税込）

11/1	牛肉2kg ※	5,400円
11/8	割りばし4箱	5,500円
	⋮	
合計		21,800円
	(10%対象 11,000円)	
	(8%対象 10,800円)	

注) ※印は軽減税率(8%)適用商品

△△(株)

**買手**



○ **仕入税額の計算方法**

(10%対象) 11,000円 × 10/110 = 1,000円  
 (8%対象) 10,800円 × 8/108 = 800円  
 ⇒ **仕入税額** : 1,000円 + 800円 = 1,800円

売手が発行した請求書に、  
 ①軽減税率の対象品目である旨と、  
 ②税率ごとに合計した対価の額（税込）  
 の記載がない場合は、買い手が事実に基づき追記することで、  
 仕入税額控除の要件を満たすものとする。

**(経過措置)**

- 売上税額の計算の特例：売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の事業者）が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして計算する特例を設ける。  
 ※ 軽減税率制度の実施から4年間の特例。
- 仕入税額の計算の特例：仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして計算する特例を設けるほか、簡易課税の事後選択を可能とする。  
 ※ 軽減税率制度の実施から1年間の特例。

※ 支払対価が3万円未満の場合や自動販売機から購入する場合、入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が可能。

※ 現行どおり、せり売り、入札により行われるもの、その他の媒介・取次を行う者により販売される場合は、媒介・取次を行う者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。